

川情審査答申第 33号

平成27年12月24日

川口市教育委員会

委員長 永田 直美 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会

会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年5月29日付で諮問のあった下記の件について、別添のとおり答申します。

記

「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て（個人情報保護諮問第27号）

答 申

1 審査会の結論

- (1) 「指導要録」のうち、転入学及び転学等を識別することができる情報の不開示及び「児童調査票」に関する文書不存在の決定は妥当である。
- (2) その余の各文書については、当審査会は平成26年12月8日付けで、既に答申済みなので、本答申で判断は行わない。

2 不服申立て及び審査の経緯

本件は、川口市個人情報保護諮問第14号（以下「諮問第14号」という。）に対する当審査会の答申を受けて行われた平成27年3月4日付け不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）に対する部分開示決定及び文書不存在決定に対し、再び申立人が平成27年3月9日付けで異議申立てを行ったものである（従って、諮問第14号掲記の審査の経緯等については、原則として、本答申では略することとする）。

諮問第14号において、当審査会は、「指導要録」及び「児童調査票」も開示請求対象文書であり、これらについては実施機関が決定を行っていないことから、実施機関はこれら2つの文書について、速やかに開示不開示等の決定を行うべきであるとの答申を行った。

この答申に対応し、平成27年3月4日実施機関は、「指導要録」につき、転入学及び転学等を識別することができる情報を不開示、「児童調査票」を廃棄を理由とする文書不存在決定を行った他、「学齢簿」、「転学・転入学等報告書」につき「『自らに文書内容についての決定権限が存在しないもの』である」との理由を加えて諮問第14号と同一内容の処分を行った。

実施機関は、平成27年5月29日、上記異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。また、当審査会の審査に際し、実施機関は、同日付けで理由説明書を提出した。

当審査会は、平成27年8月3日申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施し、申立人は、この口頭意見陳述の場に意見書を持参し読上げ、口頭意見陳述後に提出し

た。また、同日、実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本諮問において、当審査会が判断を答申として示すべき文書は、諮問第14号により実施機関による開示不開示等の決定を行うべきことを求めた「指導要録」及び「児童調査票」である。
- (2) 平成27年3月4日付け部分開示決定において部分開示とされたのは、「指導要録」のうち転入学及び転学等を識別することができる情報であり、条例第16条第5号に該当することにその理由が求められている。この転入学及び転学等を識別することができる情報が条例第16条第5号に該当することの妥当性については、当審査会は、諮問第14号の答申でその判断を示しており、この諮問第14号にかかる答申と同一の理由で、「指導要録」中の転入学及び転学等を識別することができる情報を不開示とした決定は妥当である。
- (3) 「児童調査票」は、各学校長が必要に応じ年度当初に作成するものであり、不要になった時点で速やかに廃棄することこそが求められる文書であり、本件請求にかかるこの文書が平成24年3月末までに廃棄されたとする実施機関の説明に、特に不合理な点はなく、文書不存在決定については妥当である。
- (4) その他の各文書については、平成26年12月8日の当審査会の答申で審査会の判断はすでに示されているので、同一事案につき、同一機関が二度判断を行わないという一事不再理との法の一般原則から、本答申では、判断は行わない。
- (5) なお、平成27年3月4日付け処分では、「『自らに文書内容について決定権限が存在しないもの』である」との理由が文言として付け加えられているが、これは、平成26年12月8日付け諮問第14号に対する答申の「自らに文書内容についての決定権限が存在しない等の理由説明が、決定時に行われてしかるべきであった」との当審査会の答申に応じたものであり、これ以上、この点につき、当審査会として示すべきものはない。
- (6) 申立人は、種々、不服申立理由を述べているが、いずれも、当審査会の判断を左右するものではない。

平成27年12月24日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊